

文化部活動の地域移行に関する検討会議（第3回）

- 日時 2022年5月11日（水）14:00～17:00
- 場所 霞ヶ関ナレッジスクエア（霞ヶ関コモンゲート3F）

■議事録

（北山座長）

定刻となりましたので、ただ今から、第3回文化部活動の地域移行に関する検討会議を開催いたします。皆様、大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。本日の会議も、傍聴の方はYouTubeでご覧いただいております。

本日は、熊谷委員がご欠席、吉田委員にはウェブ会議形式でご参加いただいております。また、今回、議題1に関しまして、取り組み事例をご発表いただきます方々にもご参加いただいております。発表者のご紹介は、後ほどさせていただきます。

本日の議事は、次第にありますとおり、1) 休日の部活動の段階的な地域移行等の取り組みについて、2) 学習指導要領を含む関連諸制度等の在り方について、となっております。議題に入ります前に、事務局から資料の確認をお願いいたします。

（事務局）

それでは、資料の確認をさせていただきます。資料、議題、次第がございまして、その次に、資料1、議題1に関する資料としまして、資料1から6までがございまして、資料1のほうは兵庫県教育委員会さま、資料2が富山県教育委員会さま、資料3が静岡県教育委員会、および、掛川市教育委員会さま、資料4がNPO法人の日本地域部活動文化部推進本部さま、資料5が徳島県教育委員会さま、資料6が新潟県、および、胎内市教育委員会さまの資料でございます。

資料7につきましては、学習指導要領を含む関連諸制度等の在り方についての資料となります。こちらのほう、会場で配布しておりますものにつきましては、説明の都合上、マーカーを付けさせていただいたものを配布させていただきます。

資料のほう、何か不備等ございましたら、お申し付けいただければと思います。

（北山座長）

ありがとうございました。本日は資料が多いですが、不備等ございませんでしょうか。

それでは、早速、議事1「休日の部活動の段階的な地域移行等の取り組みについて」に移ります。本日は、実行可能なモデルの提示という前のご意見も踏まえて、実際の取り組みについて話を伺うということで、6つの発表事例を用意しております。1件あたり15分を予定しております、全ての発表が終わりましたら、休憩を挟んで、質疑応答の時間を取ら

させていただきます。ご発表は、自席にてお願いいたします。

<6 団体からの発表・質疑応答> HP 掲載はありません。

(北山座長)

それでは、議題 2 に進ませていただいてよろしいでしょうか。議題 2 のほうは、お手元にあります資料 7 と、その後に、今日、もう一つ、添付資料として、合唱連盟さんのほうから出していただいた意見書もありますが、まず先に、この資料 7 につきまして、事務局からご説明いただいて、それで、ご質問いただいたあとで、合唱連盟さんのほうに移らせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、資料 7 につきまして事務局よりご説明をお願いいたします。

(事務局)

文化庁参事官、山田でございます。事務局資料 7 についてご説明を申し上げます。まず、こちらの資料なのですが、前提といたしまして、今、部活動、7 割が運動部、それで、3 割が文化部というような現状がございますので、先行して今進んでおりますスポーツ庁の有識者会議の検討をベースに、文化部特有の課題をご議論いただくのがいいかと思っております。ですので、こちらの資料 7 も、基本的には、スポーツ庁でまとめているようなものに、文化部特有の課題というようなところをわれわれとして加筆しているような形のたたき台になっております。

それでは、ご説明を申し上げます。大部になっておりますので、マーカーを引かせていただきましたポイントのみご説明していければと思っております。

まず、全体像といたしまして、学校の部活動の見直しに当たり、生徒の文化芸術に親しむ環境、それから、学校運営等に大きな影響を与えるというようなものが 3 点あるというふうに考えておまして、1 つ、学習指導要領、2 つ、高校入試、3 つ目、教師の採用選考等ということについて、それぞれ整理をしているものになります。

1 ポツ、学習指導要領の部分でございますが、まずは、前提認識でございます。大半の中学校等で、部活が今設置されているというような状況を踏まえて、部活動は教育課程外の活動ではあるけれど、現行指導要領の総則にその意義、留意点が規定されているような状況になってございます。今後、この学校の部活動に代わって、地域のほうでの活動に参加していく生徒が増えていくだろうということが想定される中で、地域移行の状況を踏まえながら、部活動に係るこの学習指導要領の規定についても、適切なタイミングで検討、見直しを行っていく必要があるというような、まず、方向性を述べてございます。

まず、括弧 1 のところが、現行の指導要領での適切な部活動の運営についてまとめてご

ざいます。1 ページの後ろから、2 ページの後半部分に差し掛かるところまでは、指導要領における部活の位置付けの経緯を書いているところがございますので、ご説明の割愛を申し上げます。後段に入った、丸 1、現状と課題のところ、一部の学校においては、部活動に生徒全員を強制加入させるような、本来の趣旨とは異なる運用がされていることですか、それから、2 つ目の丸のところ、部活動は必ず、学校において設置、運営しなければならず、また、教師が指導しなければならない、そういった誤解が生じているというような課題をまずは指摘してございます。

次のところからしばらく、部活と教科教育の関係について整理してございます。中学校の指導要領では、部活は教育課程との関連が図られるよう留意することというようにされておりますので、文化部活動につきましては、特に、教科の音楽、美術との関連が図られる必要があるというように整理してございます。

現行の中学校教科教育のほうで目指すところといたしましては、音楽科においては、生活や社会の中の音、音楽、音楽文化と豊かに関わる資質、能力の育成、そして、美術科では、同様に、生活、社会の中の美術、美術文化と豊かに関わる資質、能力の育成を目指しているというような方向性でございます。

しばらく、ここの部分、学習指導要領の具体的な記載を引用している部分になりまして、今後というところに少し飛ばしますが、移行期の学校部活動でも、この学習指導要領に掲げております、生徒一人一人が芸術や芸術文化と主体的に関わることができるように、学校内外での文化活動とのつながりを意識すること、あるいは、地域の実態に応じて、文化施設等と連携を図ったり、積極的に活用したりすることなど、こういったことによって、より参加しやすい活動としていく必要があるというようにまとめてございます。

丸 2 といたしまして、求められる対応でございますが、部活動の地域移行に向けた取り組みが進められている間、国から、以下のような課題を踏まえた必要な指導内容について通知を発出することなどによって、学校の教職員、生徒、保護者等の理解促進をしていく必要があるというふうにしてございます。

3 ページの一番下のところ、先ほど申し上げましたような課題の部分、部活動は生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであって、生徒の意思に反して強制的に加入させることは、趣旨に合致せず、不適當であることですか、4 ページ、部活の設置、運営というのが、法令上の義務ではなくて、学校の判断により実施しない場合もあり得るということ。

あるいは、2 ポツ目のところ、地域移行が完了するまでの間に、文化部活動を学校のほうで実施する場合、必ずしも教師が担う必要のない業務ということ、部活動指導員や外部指導者など、適切な指導者の下で行われることがあってもよいということ。

それから、3 ポツ目、文化部活動においては、学校内外の文化活動とのつながりの意識、地域実態に応じての連携、積極的に活用したり、どの生徒でも参加しやすい活動内容、活動時間等とするなどの工夫を行うことですか、地域の協力、あるいは、各種団体との連携と

いった運営上の工夫、そういったものをその中学校の生徒だけではなくて、近隣の中学校等の生徒や地域住民も一緒に文化活動を行う等の工夫ということも考えられるというふうに整理をしてございます。

中頃、後段に入ってまいります。括弧 2 の中学校指導要領の次期改定の際における見直しの方向性的なところを整理してございます。まず、丸 1、現状と課題のところでございますが、多くの学校で部活動が設置、運営されていることを前提とした規定に今なっていると。今後については、地域参加の生徒が増えていくことが見込まれるので、そのような実態に応じた規定にする必要があるということ。

丸 2、求められる対応といたしまして、5 ページの一番上の丸、次期改訂のサイクルに合わせて、指導要領の総則、部活動の規定を見直すことも、移行の状況を踏まえながら検討する必要があるというふうにしてございます。

特に、1 ポツのところにつきましては、部活動の意義、留意事項。例えば、文化部活動が学校から外れるということ踏まえると、削除することですとか、それから、地域のほうでの環境整備がされる間に、学校で部活を運営するというようなことを明確化するというような、あと、留意事項を規定すること、そういったことも考えられるというふうに整理をしてございます。

それから、今後、地域での環境整備が進められて、参加していく生徒、地域のほうで参加していく生徒が増えていく状況を踏まえて、より学校は、家庭、地域と共に生徒を育てていくということ、そういったことを踏まえて、2 の、学校と、それから、家庭、地域との連携というところで、学校が教育課程の編成、実施に当たって、地域における団体等と連携、協働を深める、そういったことを規定することも考えられるというふうな方向性を示してございます。

2 ポツ、高校入試の部分でございます。まず、前提のところといたしまして、平成 31 年の中教審答申の中で、「一部の保護者で、部活動への過度の期待度の期待等の認識を変えるために、入試における部活動に対する評価の在り方の見直しも検討する」というように指摘をされておりまして、この間、改善が求められているというふうな大前提でございます。

6 ページ、括弧 1、まず、一般入試のところ。少し長くなっておりますが、まず、現状と課題のところ、入試において、総論といたしましては、学力検査、各教科の成績のみならず、学校部活動を含めた学校内外の諸活動の評価、生徒の個性を多面的に捉える、生徒の優れている点、長所を積極的に評価、それを活用していくということが求められてきたという前提でございます。

学校部活動の各論といたしましては、活動歴、それから、大会の成績に関しまして、評価基準、配点等は決められておらず、各高校の裁量に委ねられている事例が多いという中で、一般入試において、実際にどういうふうな評価がされているかといったことが、中学校や生徒、保護者にとって、必ずしも明確になってはいないというような総論的状况を記載してございます。

一方、中学校において作成される調査書、こちらの記載のみでは、そういった生徒の多様な個性、能力、適性を多面的に評価するということが難しいこと。そして、そういった部活と入試調査書に係る課題といたしまして、生徒、保護者が、高校入試の際に有利なることを過度に期待して、大会で良い成績を出すことを求めて、部活動の過熱化、長時間化を招いている一因となっているといった指摘があるというようなこと。それから、そういった不利なることを危惧して、形式的に部活に加入するとか、なかなか、他に移りたいと思っても、3年間同じ活動を継続する事例がある、そういった指摘がされているところを記載してございます。

7ページ、評価、調査書をはじめとする評価の見直しに当たっては、教師の負担の増加というところにも配慮する必要があるという配慮事項を記載してございます。

丸1、求められる対応といたしましては、まずは、各学校、高校ですね。高校側の定める入学者の受け入れ方針を踏まえて、生徒の多様な個性、それから、適性等々を多面的に評価することが重要であること。ですので、学校部活動、地域での活動と、学校内外での活動も含めて、多面的に加算方式で評価していくことが有意義であるという、大前提の確認の部分でございませう。

そのためにも、学校内外の活動について、調査書における記述のみならず、生徒による自己評価資料ですとか、面接、小論文と、入試全体を通じて、生徒の個性、意欲、能力を多面的に評価することが望ましいという方向性を記載してございませう。

先ほどの繰り返しの部分になりますけども、調査書に関する留意といたしまして、その作成が教師の負担も伴うこと、そして、学校部活動から地域に移行するということを踏まえると、あくまでも調査書だけではなくて、入試全体を通じた評価、それを前提として、調査書の記載を増やさないような留意が必要であること。

そして、生徒、保護者に対してというところでは、そういった入試で評価されるということ認識して、自発的、自主的であるような学校部活動の本来の趣旨を損なうような状況になってしまうことを改めなければならぬということ。

そして、7ページの一番下になりますが、高校入試の実施者である都道府県等に対してということで、8ページ、学校内外の活動の入試における評価の在り方について、こういった、今までルールをご説明申し上げたような課題も踏まえて検討するよう、今後、国から指導、助言するというふうな必要性。そして、高校入試の中で、諸活動をどのように評価するか、評価の観点、配点等については明示をし、生徒や保護者の正しい理解を促進するというような具体的な内容について指導、助言するというふうなところを記載してございませう。

括弧2、文化的な活動を評価する推薦入試。先ほどは一般入試でございましたが、推薦入試のところにつきましては、丸1、現状と課題といたしまして、一部の高校では、文化による推薦入試、大会成績や実技検査などを基にして選考していることがあること。

求められる対応といたしましては、学校の文化部というのは、どの生徒にとっても活動しやすい場であるべきであるし、高度な練習ができる環境を確保、高い大会成績を重視した活

動というのは、やはり、公立中学校という場での指導体制、施設・設備を整える観点からは困難な面があるというふうな事実関係でございます。

9 ページ、そういった生徒、保護者の側からさまざまな要望があっても、なかなか、学校部活動の趣旨、目的というところは十分応えられないことがあることを理解してもらう必要があるということ。一方で、そういった高いレベルを目指すような生徒にとって、ふさわしい活動ができる場というものも重要であって、そこは、自治体における団体等との連携、協力というところで、文化芸術に親しむ環境の整備を進める必要があるというふうな方向性を記載してございます。

最後になりますが、3 ポツ、中学校等の教師の採用選考、人事配置等についてでございます。こちらも、平成 31 年の中教審答申におきましては、教育委員会は、採用、人事配置等において、部活の指導力を過度に評価しないよう留意すべきというふうなことで、既に方針を出しているところでございます。

一方で、丸 1、現状と課題のところになりますが、今後、やはり、学校に代わって、地域活動の生徒が増えていく、あるいは、教師ではなく指導員の方々が指導に当たることが増えていくということが想定され、10 ページ、既に採用されて勤務している教師についても、人事配置、人事評価の中で、部活動に係る意欲、能力というところを過度に評価しないようにしていく必要があるということ。

それから、丸 2 のところ、求められる対応といたしましては、国から県、それから、政令市等に対しまして、部活動指導に係る意欲、能力等について評価していることがあれば、適切に見直していくような指導、助言をしていくこと。

さらに 11 ページ、今配置されている先生方、公立中学校等の教師の人事配置に当たり、部活の能力ということを過度に評価していることがあれば、そちらも改めていく必要があるということ。

それから、最後、新規採用の教師、あるいは、育児、介護等の事情を抱える教師に配慮するという観点からも、部活動指導に関する取り扱いの明確化ということが求められているというふうなことで記載をしてございます。長くなりましたが、以上でございます。

(北山座長)

ありがとうございました。山田参事官からご説明いただきました。それでは、委員の皆さまからのご質問を、15 分から 20 分ぐらいの時間これに費やしたいと思います。ご質問、あるいは、ご意見等もあるかもしれません。ご質問については、最後に事務局のほうでまとめて逐一お答えいただきたいと思います。どなたからでも結構です。どうぞ、長谷川委員。

(長谷川委員)

4 ページにございます、2 の、括弧 2 の、一番最初の現状と課題のところの丸なのですが、「今後、整備に伴い、地域における文化活動やスポーツ活動に参加していく生徒が増えてい

くことが見込まれる」とあるのですが、この「見込まれる」というのは、何か基盤があって見込まれるというか、どうして見込まれるというふうな表現になさっているのか、お伺いしたいと思いました。

(北山座長)

「見込まれる」ということのその文言の根拠ということですね。

(長谷川委員)

はい。

(北山座長)

これはまた後で、他のご質問とまとめてお答えいただきたいと思います。他の方は、いかがでしょうか。ご意見も構いませんが、いかがでしょう。

(石津谷委員)

よろしいですか。あと、この他いろいろなところに「指摘がある」と書いてあるのですね。例えば、6ページには「学校活動の過熱化や長時間化を招いている一因となっているとの指摘がある。」「指摘がある」という言い方は実に曖昧な言い方で推測を含んでいます。一体どれだけの方が指摘しているのか。ほんの一部の方が言っているだけかもしれません。この辺りも先程の「見込まれる」と同じで、我々が使用している貴重な資料の中にこのような言葉が入っていて大丈夫なのかと心配はしています。

(北山座長)

「との指摘がある」という文言について、その指摘は具体的にはどこからなのかとか、どういった根拠でそれが文書化されているのかということによろしいですね。

(石津谷委員)

そういうことです。これを指摘した根拠とか資料みたいなものがあるのかどうか。この言葉は、聞いた話を書いているようにしか取れないので、説得力がないかと思います。

(北山座長)

承知しました。これも事務局のほうから後で、まとめてご質問にお答えいただきたいと思います。他の方、いかがでしょうか。金田委員、どうぞ。

(金田委員)

今の地域移行ということで、休日からですが、それから、だんだん、基本的に、学校から

ある程度切り離しをしていく方向なのだろうと思っています。その中で、また、入試に関しても、そこもある程度加味してこないということになってくると、やはり、どんどん学校との、学校のほうでも、地域移行したときに、学校とか、または教育委員会との、地域移行した場合のコントロールというのがどれくらい利くのかというところが、やはり、すごく実は不安というか、心配なところがあるのと、当然、通常の習い事との差がなくなってくるといふところがあるということになってきます。その辺の違い、部活動と通常の習い事というところの違いというのは明確に出していかないと、保護者としてはよく分からなくなってくるといふところがあるのが一つ。

そうすると、もし、習い事のように、地域移行で完全に学校からある程度切り離しが出てきたときには、極端なことを言えば、それでは、地域でピアノの先生がピアノを教えていますといったときに、「それを部活動と認めてくれ」と言ったときに認められるのかというようなどころまで気になるなというところがあったので。

一部具体例にはなってしまいますが、ピアノに限らず、部活動として、もし、地域でやったときに、やれるもの、やれないものとかというの、これをやりたいというような、子どもたちが自主性の中で、そういうふうに、「ピアノは（部活動？習い事？）」と言われたときはどうするのかというところもお伺いしたいと思いました。以上です。

（北山座長）

承知しました。ご意見ならびにご質問だと思いますが、学校と教育委員会が部活についてのどのようなコントロール性を発揮できるのか。いわゆる習い事と、部活というのをどのように考えているのかということ。それが、地域とか、子どもの多様性とか、そういうことについて、どのように提起されるのかということのご質問ですが、これも後ほど。

（石津谷委員）

よろしいですか。いくつかあります。まず、5ページ、学習指導要領のことです。部活動が総則の中に載っています。そういう中で、子ども達は部活動を行ってきたのですが、資料の中には「部活動の意義や留意事項については、例えば、削除すること」という文章があるのですね。これは今後、指導要領の中から「部活動」という言葉が無くなると私は判断するのですが、よろしいのかどうか。

もし、無くなるとするのであれば、全国の教育委員会や学校長が「指導要領には無いのだから、部活動はもう要らないよ。潰すよ。」というふうに考えてしまう可能性があるのではないですか。そうすると、土日は地域の活動には行っていいけど、平日に関しては、一切の部活動は無くしますよ、ということにつながってしまうのではないかと懸念を持っています。

先程の実践発表でも、平日は学校の中で行って、土日は地域の中で、地域の指導員の方に指導してもらおうという感じの活動が多かったのですが、こうなってくると学校の中での活

動は一切できなくなってしまうということになりますよね。

私、聞いたところによると「スポーツ庁有識者会議の中で、委員の方が、『部活という言葉葉を指導要領から取ってしまえ』とおっしゃったそうです。安易に取り去ることで「これからは地域が主体なのだから、学校での部活動は要らないのだ。」ということにつながってしまうことに心配をしています。これは子ども達の活動を保証するという観点から見てもおかしい。

それでは、平日の子ども達はどうすればよいのですか。これは先日聞いた話ですが、愛知県のとある市では、この10月から部活動を無くすと決めているらしいのです。もし、このことが全国に広まったら、子ども達の居場所はどうなるのでしょうか。これはとても大きな問題にもなってくるし、そう簡単に「削除します。削除どうぞ。」という訳にはいかないのではないですか。

次に、突然、高校の推薦入試が部活動を過熱化させるからけしからん、というふうに出てきた訳ですが、私、現職の高校教諭であり、吹奏楽連盟の役員をやっているということで、全国のいろいろな先生方とお話します。

それぞれの都道府県では、学習成績だけではなく、個々の生徒達の学習以外の能力をしっかり評価してあげようということで、長い歴史の中でスポーツや文化芸術活動の能力を評価する入試を行ってきています。東北の政令指定都市である仙台の先生方は「今までやってきたことが、否定とまではいかなくても、ブレーキを掛けられているみたいだ。」とおっしゃっていました。

これも検討材料。時代の流れの中で、いろいろな考えが出てくるのは分かりますが、やはりこれもしっかり検討していかないと、推薦入試が悪者みたいに捉えられてしまっている。何だか地域移行のためにはその理由づけのために、何でもやり玉にあがってしまう。

それとこれは公立のみに言っていることなのか。私立の方がこの件では進んでいますよね。もし推薦入試に問題があるとするならば、私立にもきちんと適用されるのか。

何かあると、公立はいろいろな面で、あれ駄目、これ駄目と規制され、私立は何も変わらず以前と変わらずやっているということもある。これでは公立高校の魅力はどんどん無くなってしまい、本当にやる気のある子達はみんな私立に行ってしまうよ。このような危険性がものすごくはらんでいるので、この件は非常に慎重に扱って頂きたいと思います。以上です。

(北山座長)

ありがとうございます。石津谷委員から2点ありましたが、1つは、学習指導要領の総則から削除するということについての問題点。これは、5ページにありますね。削除だけではなくて、「削除することや」以降の文言もありますし、その次の丸の「また」も、それに関わった関係かと思いますが、この総則との関係について、これもまた、事務局に後でお答えいただきます。それと、その総則によって平日の、土日のみならず、今後は平日の学校の部

活にもどのように影響してくるかということを見ると、非常に問題があるのではないかということですね。

2つ目は、推薦をはじめとする入試のことについて、今、流れとしては、子どもたちの個々の能力を引き出すために、筆記試験だけではなくて、一人一人の特性を大事にしようという動きがあつてここまで来たので、それとの関係は今後どうなるのかということ。そして、それが公立と私立において、どのような違いを文化庁のほうでは考えておられるのかということになろうかと思います。

あまり多くなり過ぎてもいけません。もし、よろしかったらこの辺で。齊藤委員、どうぞ。

(齊藤 (勇) 委員)

地域部活 Pocca の齊藤でございます。意見と申しますか、地域のほうで、新しい部活、新しい地域部活動をつくるという活動を私どもは行っておりますので、その点において、特に次期学習指導要領の見直し、今ご指摘がありました、5 ページのところですね。ここの下の高校入試のラインの上の辺りですね。「今後、地域に展開していった場合、学校は教育課程の編成とか実施に当たって、地域のいろいろな団体」、この地域の担う団体ですよ。「との間で協議をして、連携してということ」というこのくだりですね。

これは、私どもが最も大切にしている部分で、先ほども発表させていただきました。ここがないと、先ほど金田委員もご指摘されたように、習い事と一体何が違うのか。民間の教育産業と何が違うのか。本当に分からなくなってしまうと思うのですね。

この教育課程との関連性。学校、地域、あと、地域部活動というか、新しい地域の活動も一体となった、子どもたちをどのように育てていくのかと、どういう関係を大切にするのかと、それが無いと、本当にこれはわけが分からなくなってしまうと思いますので、この文言は、ぜひとも前向きに検討して入れていただくと同時に、教育委員会や学校と連携して、地域の団体はやっていくという取り組みが求められるのではないだろうか。私からは、以上の意見でございます。よろしく願いいたします。

(北山座長)

ご意見と、あと、ご質問に関しては、金田委員のご質問と近いものがあるかと思います。それと、全体的には、石津谷委員の総則との関係、社会教育との関係とか、そういうことになろうかというように思います。

時間のこともありますが。富士道委員、どうぞ。

(富士道委員)

全日本中学校長会ですが、意見ということでよろしいですか。先ほどの学習指導要領の件でお話もございましたが、これまで、学校の部活動の見直しというのは、これまで失敗をしてきた経緯があります。部活動を学校から切り離しできなかった

根本的な課題は、この学習指導要領の中にあります。部活動が教育課程等との関連性を取り上げられて、部活動は学校でやるべきだという認識の中で、学校は本当に苦しんできたのです。決して、子どもから、スポーツも、文化的な活動を取り上げるということではなくて、教員がそれをやらなければならないという点、そこを見直しをすることが重要です。部活動の指導が教員本来の職務なのかどうか、今一度、再考する必要があります。

ですから、先ほど、平日はどうするのだという話がありました。これは、最終結論としては、ウィークデーであっても、ここは、そういう受け皿があればそこでやることのできるわけであり、それを学校がやらなくてはならないという呪縛といますか、それで縛られている部分をどうきちっと切り離していくか、ここをやっつけていかないといけない。

今現在、現状の中ですぐにこれができるかという、それは無理です。校長が保護者を集めて、「来年から部活はやりません」と言ったら、大変なことになります。小学校の子どもたちはみんな、中学校に行って部活動を楽しみにしている、そういう子どもや保護者に向かって、「うちは来年からやりません」と言ったら、これも大変なことになるわけです。ですから、当然、これは経過措置の中でやるしかないわけですが、最終結論は、やはり、これに出ているとおり、スポーツ庁の提言の、この前も少し案が出ていましたけれど、部活動に関わる記述は学習指導要領から明確に削除すべきだと考えます。

従いまして、繰り返しになりますが、子どもたちからこういう活動を奪うわけではなくて、それを誰が責任を持ってやるか。すぐにそれはできません。ですから、いろいろな経過の中で、これは検討しながら継続をしていくのですが、最終的には、明確にここで、学習指導要領の中から関わりについて線を引いてあげないといけない。そうしないと、校長も教育委員会もきちっとした判断ができない。そのための学習指導要領からの削除については大変重要だと思っています。以上です。

(北山座長)

ありがとうございます。やはり、学習指導要領との関係にもなりますが、子どもの楽しみをこれからの受け皿としてどのようにするのか、そして、教員がやるのか、あるいは地域がやるのか。地域がやるとすれば、どういう受け皿があるのかという、この検討会議の中心的な課題についてのご意見を賜ったかと思えます。

ご質問もあったかもしれませんが、今までのご質問の中に含まれていると思いますので。大坪先生、では、どうぞ。

(大坪委員)

私も今のご意見に賛成でございまして、やはり、次期改訂のときにそれができるかどうかというのは、状況的には難しい面もあるかもしれませんが、学習指導要領から部活動の言葉が消えるということが、私はやはり、理想であるというふうに考えております。

ただ、残念ながらこの文書は、学習指導要領を含む関連諸制度の在り方をまとめられたも

のなので、あまり全部が長くなってもおかしいとは思いますが、やはり、スポーツ庁が考えている地域のスポーツ文化を楽しむ施設から言えば、圧倒的に、文化部系は脆弱でありますので、そのことは少し入れておいたほうがいいと思います。

従って、われわれは今、考えなければいけないのは、地域にそういった子どもたちの文化部を楽しむ施設なり、組織なりを育てていくことが必要だということがあった上で、やはり、学校における部活動というのは、将来的にはなくなっていく。要するに、保護者と地域と学校という 3 つの形で子どもを育てていこうというときの、その範囲が変わってくるのだということをきちんと、われわれは理解しておいたほうがいいだろうと思っております。以上です。

(北山座長)

ありがとうございます。将来的には部活動は地域移行ということですが、今、移行のスタートについて難しい時期を迎えているわけで、皆さまからのご心配とか、ご意見もそういうところに集約されるのかなというふうに思っております。

時間のこともありますので、この辺で、事務局からご質問に対する回答をいただきます。完全な回答は今すぐには出ないかもしれませんが、よろしく願います。

(事務局)

ありがとうございます。非常に多岐にわたってご指摘いただきまして、大変ありがたく存じます。

まず、1 点目、長谷川委員からいただきました、4 ページのところの後段のところですね。「地域に参加していく生徒が増えていくことが見込まれる」の部分でございますけれども、こちらはあくまで、そもそもこの会議自体もそうですけれども、令和 5 年度以降の休日の部活動の段階的な地域移行を図るということが、大きな方針が前提でございますので、当然ながらいろいろ、さまざまな支援とかも国からも差し上げる中で、地域のほうで受け皿をつくっていく方向に進んでいくと、そういった地域の部活の参加の子どもたちも増えていくだろうというようなことでの「見込まれる」というふうな記載になってございます。

それから、類似のご指摘といたしまして、石津谷委員のほうから頂いている、「指摘がある」というふうなところでございます。ここの部分につきましては、ご指摘のとおり、特段、具体的な根拠で何%、これぐらいの実態があつてというようなものではありませんで、冒頭申し上げましたように、基本的には、スポーツ庁のほうの検討の方向性というか、そういったものをコピーしてきているような部分もございますので、少し、そこは、実態も踏まえて、どういうふうな記載が適当なのかというところを改めて検討させていただければというふうに思っております。

それから、関連するものはまとめてご説明できればと思いますけれども、指導要領の関係に

つきましては、まず、総則の規定の中で、石津谷委員からも、それから、富士道委員からも、それから、大坪委員からもいただいたところをごさいますして、特に、「例えば、削除」というようなところが非常に、ある意味、ドラスティックに書かれているというところではございますけれども、これもあくまで、富士道委員からもご指摘いただいたみたいに、最終形としてというか、いずれ、将来的な形でというふうなところも含めて、イメージを持ってもらうために記載している部分ということでご理解をいただければと思いますので、あくまで、段階的な移行の中での最終形としての、「例えば、削除することなどが考えられる」というような記載ということでご理解をいただければなというふうに思います。

それから、齊藤委員のほうから、この指導要領の記載の中での、特に、むしろ、学校側と地域との連携というふうなところでのご指摘をいただきました。それに関連してというところで、金田委員のほうからも、習い事との関係というふうなことをご指摘をいただきおりました、あくまで、習い事というのは、恐らく、プライベートのゾーンの中でやるものというふうな中で、一方で、地方の文化芸術団体、地域での文化芸術団体というところは、まさに、社会教育的な意義も含めて、組織的にやっているものというふうなことでのすみ分けができるのかなというふうに思っております。

ですので、学校としては、やはり、そういった社会教育も含めたところとの連携ということをごさいますして、さらに図っていただくというふうなところを、われわれとしては求めていくのかなというふうに思っているところをごさいます。

それから、入試の関係につきまして、石津谷委員のほうから何点かご指摘をいただきおりました。こちら、高校入試の部分の多面的な評価ということが求められるというところは、一切否定しておりませんで、むしろ、恐らく、部活動が学校で行われていようとも、地域のほうで行われていようとも、そういった子どもに着目したときに、多面的なそういった子どもの特徴というところを評価いただくというふうなところ、加点的に評価いただくというところが重要だというふうなところを、むしろ記載しているのかなというふうに思っております。

そういった中で、特に、調査書というところに着目したときに、そこの部分が教師のほうの負担になっている部分があるというところにも配慮しなければならないというふうなことを留意点として述べているというふうに整理をさせていただきます。

こちらですけれども、恐らく、こういって、スポーツと文化のほうで、この提言を最終的にまとめる形になりまして、結局、都道府県とか、自治体とか、あるいは、首長部局も含めて、私立学校に対しても同様の指導、助言ということをしていくのかなというふうに思っておりますので、高校に対してという観点で申し上げますと、公立も私立も同様に、こういったことを求めていくというふうなことに整理されるのかなというふうに思っております。以上でございます。

(北山座長)

ありがとうございます。ご質問に対するお答えをいただきましたが、お答えについてのご質問、あるいは、ご意見等ありましたら。齊藤忠彦委員、どうぞ。

(齊藤 (忠) 委員)

信州大学の齊藤です。今日のこの資料は、既にネット上で資料として出ていると思うのですが、スポーツ庁のほうのものも出ていると思います。先ほどの話と少し重なるのですが、やはり、これを目にした関心のある方は、「例えば、削除することなど」というところが目に入ってきて、また、この情報を知った子どもさんも、これらの内容にびっくりするかもしれません。これはあくまでも本日の資料ということですが、最終的に、提言書としてまとめてくときには、少し言葉を選んでといいますか、もう少し、先の見通しであり、こういう経緯の中で、こういう言葉が入っているのだということが分かるような文言の整理が必要かなと思っております。多分、これを見た方がびっくりしちゃうといけないなと思って発言させていただきました。お願いします。

(北山座長)

そのとおりですね。先に公開されたスポーツ庁の提言のこの部分に関しては、ネットニュース等で「学習指導要領から部活削除」というタイトルで報道されたりしていますので、やはり、こういう重要な部分というのは、誤解のないように伝えたいと思うわけですが、参事官、いかがでしょうか。

(山田参事官)

そうですね。ご指摘承りたいというふうに思います。

(北山座長)

いかがでしょうか。ご質問にお答えいただいて、まだあるのかもしれませんが、時間のこともありますのと、もう一つ、お手元の合唱連盟さんからいただいた提案書のこともあります。これについてあまり時間を取れないのですが、せっかとお出しいただいたものですから、合唱連盟さんから簡単にまとめてご紹介いただきたいと思います。その上で、宛先が、参事官、それと私になっておりますので、私も少しお話しできることはして、参事官にコメントいただくという形でいかがでしょうか。長谷川委員、手短にご紹介お願いいたします。

(長谷川委員)

お時間も来ているようなので、ぜひ、これは多分、昨日資料としてネットでというか、皆さんのお手元に行ったと思うので、私ども全日本合唱連盟といたしましては、大変危機感を持っておりますので、われわれの意見と、それから、将来に向けてということと、現実的にどうなのかということ、また、質問もたくさんございましたので、まとめさせていただきます。

した。ですので、もしよろしかったら、他の委員の方々も一緒に共有していただければ、大変ありがたいことだと思います。どちらかというと、1回目、2回目に出てきた問題点を一応トレースしているというふうに思います。ですので、どうぞよろしくお願いいたします。

もし、これに関して参事官のほうから何かコメントというかございましたら、聞かせていただきたいと思います。

(北山座長)

ありがとうございます。私は昨日この提案書を読ませていただいたのですが、今日の6件の事例の中にも、合唱連盟さんからお出しいただいた問題とか、その課題というようなものも含まれておりました。他の委員の皆さんからもご意見いただきましたし、先ほどの学習指導要領等の制度面についてもご意見伺った中にも含まれていて、皆さん、多くの部分は共感できるところではないかと思えます。

読ませていただきまして、私の感想めいたものになりますが、まず、働き方改革に端を發するこの改革というのは、きちんと進めなければいけないと思いました。そして、その進め方において、さまざまな問題があるということのご指摘で、特に文化部は、運動部と違って、種類やジャンルが非常に豊富なので、運動部のように一括して論評できるものではないということのご意見が一つと、それについて、運動部と文化部、もっと言えば、文化庁とスポーツ庁の連携をどのように取っていくのか、そして、それを今後どのような施策の中で生かしていくのかを明確にしてくださいというようなことだと思いました。

確かに、今日の資料7につきましても、スポーツ庁の文書もそうですが、前提になる中教審の答申があつて、文化庁もその大きな流れの中での出てくる文言かとも思えます。そういうことも含めまして、参事官からコメントをいただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

(山田参事官)

ありがとうございます。本当に貴重なご意見を精緻におまとめいただきまして、大変ありがたく存じます。幾つか、こういった現状をきちんと資料で説明してほしいというふうなところがあつたかと思えますので、今まで、平成30年にガイドラインをつくって以降、幾つか調査を実施してございまして、自治体での取り組みですとか、あと、保護者、教員へのアンケートといったものについてもありますので、そこはまた、次回お示しできる場所はお示ししていきたいなというふうに思っております。

それから、運動部との関係というふうなところにつきましても、先ほども冒頭申し上げましたとおり、スポーツ庁のほうの検討がずっと、先んじて進むような形で、ある程度、だいぶ、とりまとめの方向性も見えてきたところでございますので、次回、スポーツ庁のほうからも参加してもらって、報告をするような場面をつくっていききたいなというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

こういったいただきましたご意見をわれわれとしても提言のたたき台として反映していきまして、最終的にまた、合唱連盟さん以外のところも含めて、団体としてのご意見ということで、改めて集約をするようなこともやっていきたいなというふうに思っておりますので、引き続き、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

(北山座長)

石津谷委員、どうぞ。

(石津谷委員)

合唱連盟さんから出された意見書に対しては、吹奏楽連盟も基本的には同様の考え方をしています。合唱連盟さんと一致をしていると思います。特にお互い音楽という文化芸術団体ですから、今回の件については非常に危機感を持っています。

ここで私からお願いしておきたいのは、スポーツ庁が先行している、スポーツ庁が先に提言をお出しになったから、それを基にして文化庁も作成する、ということにはならないようにしてください。

私は、スポーツと文化芸術は同じテーブルには乗らないと思っています。

先日、4月25日に出たヤフーニュースには、移行にお金がかかることに関して、スポーツ庁の案には「企業から寄付をもらいなさい。」というような表現がなされていました。これを文化芸術に置き換えてみると、企業が文化芸術のために何千万円も何億円も出してくれるのでしょうか。たぶん出さないでしょうね。利益にはならないので。

やはり、スポーツと文化芸術は違ったものであるという認識を、文化庁の皆様にもしっかりご理解頂いた上で、今後もご検討頂ければと思います。よろしくお願いいたします。

(北山座長)

どうぞ、長谷川委員。

(長谷川委員)

基本的に、文化庁なり、文部省が、私たちに提言をしていただいているというのは、実は、あまり、最初からどこか擦れ違っているというのが、私たちからの目線なのですね。ですので、これからもこういう形で、会議だけではとてもやり切れないという部分がありますので、文書で私たちの質問とか、それから提案というところは出させていただきたいというふうに思います。

先ほど、校長会の先生がおっしゃっていたように、「部活をやめます」なんて言ったら、大変なことになってしまいます。大改革なのですよ。ですから、これを本当の意味で、本当に文化にしていくという、そのための時間というのは本当に大事なことだというふうに私たちは思っています。

もし、部活をとにかく取ってしまったら、先生方のご意見ですけれど、これは、「学校が塾になってしまう」というふうな言い方、それから、「学校が荒れてしまう」と言う先生方もたくさんいらっしゃいます。

ですので、また、吹奏楽と同じというふうに、確かに、文化で音楽なのですけれど、やはり、合唱というのは人の声を使います。精神がすぐ表れるのです。ですから、発声法もいろいろあるのです。とてもデリケートなものなので、全てを一緒にするということがとても問題だというふうに思っております。

本当に、時間になってしまったので、私は、今回の会議をもってこの委員から外させていただいて、次回から、全日本合唱連盟の副理事長である菅野正美がこの席に立たせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(菅野氏)

よろしくお願いいたします。

(長谷川委員)

よろしいでしょうか。

(北山座長)

ありがとうございます。委員を交代されるということで、ご紹介いただきました。

(長谷川委員)

そうです。

(北山座長)

事務局のほうから何かありますか。よろしいですか。

それでは、もう時間も過ぎておりますし、この後ご予約のある方もいらっしゃると思いますので、本日はこれで議題を終わりにさせていただきます。長時間にわたり、ありがとうございました。

先ほど、私、今日ご発表いただいた方たちがご退席されるときに、お礼を言いそびれました。遅れましたけれど、今日ご発表いただいた各団体、教育委員会等の皆さま、本当にありがとうございました。

あらためて、お礼を申し上げます。

それでは、事務局から次回の日程等について何かアナウンスがあるかと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局)

次回の日程につきましては、現在調整中となりますので、また後日ご連絡差し上げます。

(北山座長)

それでは、本日はこれにて散会いたします。

委員の皆様、そして、ご発表いただいた皆さま、本日は誠にありがとうございました。